

## IV 建設業許可・経営事項審査電子申請システム (建設業許可)

国土交通省の「建設業許可・経営事項審査電子申請システム」を用いた電子申請の受付を開始します。

### 1 電子申請の受付開始時期

令和5年10月下旬(予定)

※ 具体的な開始日時が決まりましたら都市整備局HPにてお知らせします。

### 2 電子申請を開始する手続き

- (1) 建設業許可申請(新規、業種追加、更新)  
ただし、事業承継等の認可申請には対応していません。
- (2) 建設業に関する各種変更届(事業年度終了の変更届出書(決算変更届)含む)・廃業届

### 3 手数料の納付方法

「Pay-easy(ペイジー)」決済により、金融機関・郵便局のペイジー対応のATM又はインターネットバンキングでの納付となります。

### 4 電子申請利用に関するQ&A

都市整備局HPに掲載しています。

### 5 その他

- (1) 電子申請開始後も、紙による申請・届出も引き続き御利用いただけます。
- (2) 「建設業許可・経営事項審査電子申請システム」の利用に当たっては、事前にGビズID(デジタル庁所管)を取得する必要があります。詳細はデジタル庁HPを御覧ください。

GビズID: <https://gbiz.id.go.jp/top/>

- (3) 「建設業許可・経営事項審査電子申請システム」の詳細は、国土交通省HPを御覧ください。

建設業許可・経営事項審査電子申請システム(JCIP Japan Construction Industryelectronic application Portal): <https://prod.jcip.mlit.go.jp/T0/T000001>